住所　千葉県船橋市市場４丁目17番８―206号
金淑姫　昭和53年５月18日生
金蒼　平成25年１月10日生
住所　千葉県八千代市勝田台３丁目３番地１
李議文　昭和58年７月11日生
住所　栃木県宇都宮市豊郷台３丁目67番地１
魯倩　昭和54年11月17日生
住所　神戸市西区美穂が丘１丁目３番地
韓京宏　昭和53年11月27日生
韓美淇　平成24年12月６日生
住所　山形県最上郡戸沢村大字古口348番地12
李銀貞　昭和42年７月28日生
金漢守　平成８年６月16日生
住所　北海道小樽市堺町４番12号
黎明　昭和52年２月13日生
住所　静岡県富士宮市北山3366番地
林憲利　昭和40年５月３日生
住所　埼玉県朝霞市栄町３丁目５番15―111号
石玉芳　昭和47年７月５日生
住所　東京都江東区北砂５丁目20番１―1217号
姜永日　昭和45年12月９日生
朱蓮花　昭和47年４月10日生
姜文龍　平成９年10月19日生
住所　東京都練馬区旭町３丁目24番10―204号
胡利皓　平成２年３月16日生
住所　東京都新宿区大久保１丁目16番14号
何**淼**　昭和56年６月７日生
住所　北九州市八幡西区田町１丁目８番13号
金英希　昭和51年４月９日生
任愛奈　平成17年11月13日生
金結登　平成25年３月13日生
住所　東京都板橋区常盤台３丁目13番13―302号
李蘭　昭和55年９月５日生
住所　千葉県市川市新田３丁目19番２―101号
崔貴仁　昭和53年５月２日生
住所　福井県鯖江市舟津町４丁目10番２号
蘇長春　昭和52年２月16日生
住所　大分市大字荏隈264番地
任国華　昭和41年２月14日生
住所　青森県十和田市東二十四番町29番35号
林秀承　昭和63年12月29日生
住所　東京都千代田区五番町10番地４
林惠里　平成５年３月１日生
住所　群馬県前橋市荒牧町１丁目25番地14
朴久代　昭和29年２月８日生
金明修　昭和53年11月８日生
金静仙　昭和55年５月10日生
住所　さいたま市南区大字大谷口860番地２
エムデイ・マジャハール・カビル　昭和58年８月12日生
タハン・カビル　平成22年10月２日生
住所　さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地
姜雪梅　昭和57年７月12日生
住所　さいたま市南区別所６丁目５番23号
権禧江　昭和45年５月７日生
権稔江　昭和45年５月７日生
住所　新潟市中央区上大川前通五番町63番地23
張達　昭和58年４月18日生
住所　東京都港区芝浦２丁目17番９―406号
厳星英　昭和55年７月16日生
住所　東京都江戸川区中葛西８丁目６番６―504号
全泰子　昭和55年４月28日生
住所　名古屋市中区新栄２丁目35番６号
劉会粘　昭和45年８月１日生
住所　東京都練馬区貫井４丁目22番16号
金鐘福　昭和53年９月22日生
住所　浜松市北区初生町607番地
菅秀兵　昭和55年７月29日生
菅梓然　平成19年11月５日生
住所　福岡市博多区竹下２丁目５番40―203号
王白翎　昭和54年８月３日生
住所　横浜市泉区和泉町3459番地６
鄭基　昭和47年６月28日生
住所　横浜市緑区鴨居３丁目33番３―202号
朴幸恵　昭和50年１月18日生
住所　東京都江東区牡丹２丁目９番16号
尹心如　昭和60年３月６日生
住所　東京都荒川区西尾久４丁目12番11―123号
金千愛　昭和58年11月17日生
住所　東京都練馬区大泉町２丁目21番19号
呂英子　昭和17年４月20日生
住所　神戸市須磨区月見山町１丁目２番40―903号
鄭初子　昭和31年11月25日生
住所　福岡県朝倉市堤1471番地５
林采敦　昭和14年11月28日生
呉登子　昭和19年１月２日生
林富美子　昭和44年６月29日生
住所　滋賀県守山市播磨田町3082番地
安明姫　昭和55年３月３日生
住所　札幌市中央区南５条西８丁目７番地１
趙珊珊　昭和59年５月14日生
住所　千葉県柏市千代田１丁目２番45―403号
石明月　昭和55年７月11日生
住所　東京都品川区東大井４丁目７番17―201号
朴英美　昭和63年２月８日生
住所　東京都台東区西浅草２丁目19番９―203号
徐雲　昭和57年10月16日生
住所　大阪市阿倍野区旭町３丁目２番36―603号
何暁霞　昭和58年６月４日生
住所　堺市南区若松台１丁２番10―1209号
姜夢　昭和58年２月５日生
住所　大阪市都島区中野町３丁目５番１号
賈福財　昭和55年11月15日生

○農林水産省告示第二千六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県二戸郡一戸町出ル町字与羽１九七の二八

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　富山県下新川郡朝日町境字堂平二から一六まで、一八から二一まで、二四、三五、五二の六、字御亭山１の二、字后ヨ一一八、一二〇から一二六まで、一三三、一三六から一六三まで、一六四の一から一六四の三まで、一六五から一六七まで、字三ツ坂１の八・字小出谷１（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山口県山口市上小鯖字片山八四、八四の第１、字屋敷垰八六から九〇まで、九１の第１から九１の第三まで、九二の二、九三の第１から九三の第二三まで、九四から九七まで、字中尾九八から一〇二まで、字牛飼一一三、字猿ケ岳二六二の１（次の図に示す部分に限る。）、防府市大字上右田字猿屋敷一四二、一四三の１、三二九、字田ノ口一四九の１（次の図に示す部分に限る。）、一四九の三から一四九の五まで、大字切畑字八ケ迫七三五、七三六の二、九三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字片山八四・字屋敷垰八七・字猿屋敷一四二・字田ノ口一四九の１・一四九の四・一四九の五・字八ケ迫七三五・七三六の二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）